

坂祝町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年

目次

はじめに	1
----------------	---

I 総論

1 新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
2 発生時の被害想定等	7
3 対策の基本項目	8
4 対策推進のための役割分担	14
5 発生段階	17
6 町対策本部の組織	19

II 各論

1 未発生期	22
2 県又は町内未発生期（海外発生期～国内発生早期）	26
3 県又は町内発生早期（国内発生早期～国内感染期）	29
4 県又は町内感染期	34
5 小康期	39

用語解説	42
----------------	----

はじめに

1 背景

新型インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等感染症」をいう。以下同じ。）は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画の作成

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関等の事業者等の責務や、新型インフルエンザ等の発生時における措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

町では、平成 21 年 5 月に坂祝町新型インフルエンザ対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定し対策を推進してきたが、今回作成する町行動計画は、平成 21 年策定の町行動計画を見直し、特措法第 8 条第 1 項の規定による、岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づき必要な事項を定めるものである。

町行動計画は、政府行動計画・県行動計画の見直し、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見及び新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に見直しを行うこととする。

また、さらに専門的、具体的な手順等は、国が示すガイドライン等を参考にし、それぞれの分野の関係者と協議のうえ事前に定めることとする。

なお、町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型

インフルエンザ」という。)

- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

I 総論

1 新型インフルエンザ等対策の基本方針

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内、そして県及び町内への侵入も避けることはできないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、住民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的に、住民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超過することを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町においても危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

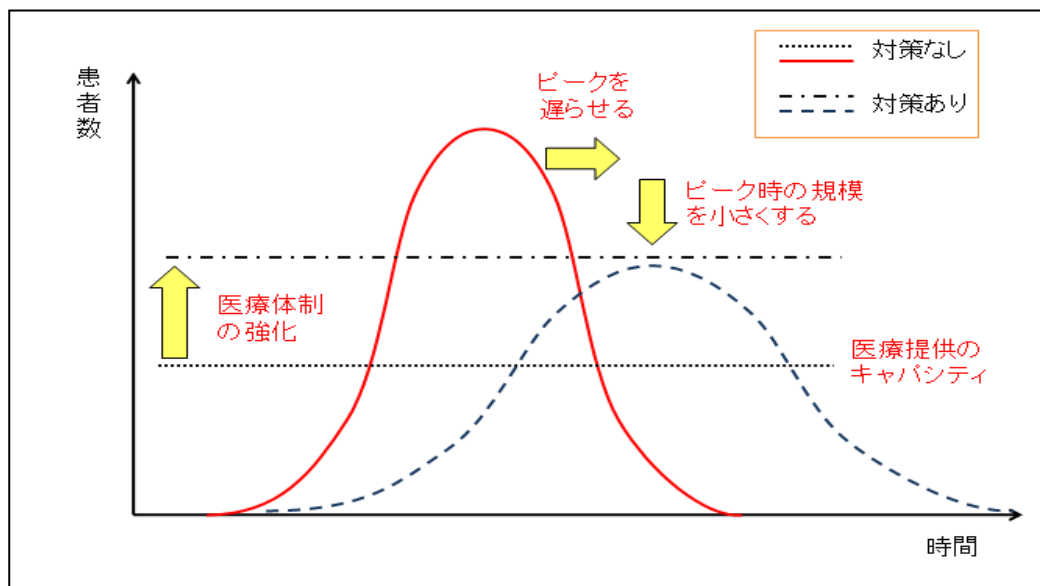
ア 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

イ 住民の生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにする。

- ・地域での感染対策により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は住民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

図1 対策のイメージ



（２）新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を基本とする一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な対策については、「Ⅱ 各論」に記載する。）

ア 発生前の段階

抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力、ワクチン接種体制の整備、情報収集や情報提供体制の整備、要援護者への支援体制の整備、住民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

また、事業者や住民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や感染予防対策用品の備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策では、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いＳＡＲＳのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。そのため、予防的対策等の継続的な情報提供を行う。

イ 海外・県外で発生が確認、県又は町内は未発生の段階

直ちに、新型インフルエンザ等対策実施のための体制に切り替える。

県内での患者が確認されるまでの間は、県・保健所及び医療機関と連携し、感染のおそれがある者に対する調査、指導等により感染者の早期発見及び感染拡大の防止を図る。

ウ 県又は町内で発生が確認された段階

上記ア・イに加え、県が行う患者の入院勧告や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛や、その者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力する。

また、病原性に応じ、県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請等に協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑制することを目的とした各般の対策を講じる。

エ 県又は町内で感染が拡大した段階

国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や住民の生活・経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、予期しない事態が生じることも考えられるため、状況に応じて臨機応変に対処できるよう配慮・工夫する。

オ 住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合

不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗イン

フルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施するなど積極的に検討・推進することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が、相当程度低下する可能性を許容すべきことを、住民に呼びかけることも必要である。

(3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、国、県や指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定（地方）公共機関」という。）と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備える。発生時には、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

ア 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第 31 条）、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、社会福祉施設、興行場等の使用制限の要請等（特措法第 45 条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第 49 条）、緊急物資の運送等（特措法第 54 条）、特定物資の売渡しの要請等（特措法第 55 条）等の実施に当たって、住民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする（特措法第 5 条）。

実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、住民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

イ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられる。そのような状況を踏まえ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

ウ 関係機関相互の連携協力の確保

坂祝町新型インフルエンザ等対策本部（特措法第 34 条。以下「町対策本部」という。）は、政府対策本部（特措法第 15 条）、岐阜県新型インフルエンザ等対策本部（特措法第 22 条。以下「県対策本部」という。）と、相互に緊密な連携を図りつつ、新

型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

県対策本部長から府対策本部長に対して、又は、町対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、各本部長はその趣旨を尊重し、速やかに所要の総合調整を行う。

エ 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

2. 発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した病原体の病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫力等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであり、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得る。

町行動計画の策定に当たっては、政府行動計画及び県行動計画において想定される流行規模に関する数値(表1)をもとに、町の被害を想定し、対策を検討していくこととする。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、この規模を超える事態となり得ることも念頭に置く必要がある。

表1 【流行規模及び被害想定】

項 目		町 内	県 内	全 国
流行期間		約 8 週間		
患 者（人口の 25%）		約 2,100 人	約 52 万人	約 3,200 万人
受診者数		約 840 人 ～1,640 人	約 20 万人 ～約 40 万人	約 1,300 万人 ～約 2,500 万人
中等度 （致命率 0.53%）	入院患者 （1 日当たり最大）	33 人 （約 6 人）	約 8,600 人 （約 1,600 人）	約 53 万人 （約 10.1 万人）
	死亡者数	約 11 人	約 2,800 人	約 17 万人
重度 （致命率 2.0%）	入院患者 （1 日当たり最大）	約 134 人 （約 25 人）	約 32,500 人 （約 6,500 人）	約 200 万人 （39.9 万人）
	死亡者数	約 42 人	約 10,400 人	約 64 万人
従業員の欠勤率の想定		最大 40%程度		

※町内の被害想定は、平成 26 年 4 月 1 日現在の坂祝町住民基本台帳人口を基に試算

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 住民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。
り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5 %程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

3. 対策の基本項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための対策について、「①実施体制」、「②情報提供・共有」、「③まん延防止に関する措置」、「④予防接種」、「⑤医療」、「⑥住民の生活・経済の安定」の6項目に分けて記載する。各項目の対策については各論で記述するが、全体的な留意点については、以下のとおりとする。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため、全庁一体となった取組が必要である。

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、「坂祝町新型インフルエンザ等対策推進会議」（以下「町対策推進会議」という。）を開催し、事前準備の進捗を確認し、関係部署が連携を図りながら、感染拡大を防ぐために必要な対策を推進する。

新型インフルエンザ等が発生し、政府によって新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がされた場合、町対策本部を直ちに設置し、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図る。

対策にあたっては、関係機関との連携を密にし、情報共有を図りながら諸対策を推進する。

(2) 情報提供・共有

危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、双方向の情報提供が必要である。

町は、ホームページ、メール配信等の多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。その際、外国人、障がい者、高齢者にも分かりやすく伝わるよう配慮する。また、住民からの問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。

新型インフルエンザ等の発生前においても、予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを住民、学校、医療機関、事業者等に情報提供する。特に児童生徒等に対しては、学校・幼稚園・保育施設等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部署が連携し感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、対策決定のプロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら情報提供を行う。

なお、提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮する。

(3) まん延防止に関する措置

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークを遅らせ、体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを目的とする。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、感染拡大防止には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、実施する対策を決定する。

個人における対策については、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう周知する。また、緊急事態宣言下においては、必要に応じ、県が実施する不要不急の外出自粛要請（特措法第 45 条第 1 項）等に協力する。

地域対策、職場対策については、国内発生の初期の段階（県又は町内未発生期）から、個人における対策のほか、学校・保育施設や職場等において季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、緊急事態宣言下においては、必要に応じ、県が実施する施設の使用制限の要請（特措法第 45 条第 2 項）等に協力し、その周知徹底を図る。

(4) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ等対策における予防接種については、「特定接種（特措法第 28 条）と「住民接種（特措法第 46 条又は予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 3 項）」がある。

ア 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

対象

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

接種順位

登録事業者及び公務員の接種順位の考え方について、国は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として整理しているが、危機管理において、状況に応じて柔軟な対応が必要であることから、発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。

- ① 医療関係者
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ④ それ以外の事業者

接種体制

登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、原則として集団接種により接種を実施する接種体制の構築が登録の要件とされるが、町は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、町を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を整備する。

イ 住民接種

緊急事態宣言下では、特措法第 46 条に基づき、当町が、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合には、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

対象

住民基本台帳に登録されている者に加え、①長期入院・入所者 ②里帰り分娩の妊産婦及び同伴の小児 ③その他町が認める者 とする。

対象者の区分

以下の 4 つの群に分類し、接種順位については政府対策本部で決定される。

- （ア）医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- （イ）小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）
- （ウ）成人・若年者
- （エ）高齢者：（ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えら

れる 65 歳以上の者)

接種方法

町が実施主体となり、集団接種とする。

周知方法・・・個別通知とチラシ配布・ホームページ等で行う。

接種場所・・・保健センター（地域集団接種）

坂祝小・中学校（小・中学生対象の施設集団接種）

社会福祉施設（入所者対象の施設集団接種）

接種に必要な医療従事者については、加茂医師会等の協力を得て確保する。

（５）医療

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、各医療機関の役割分担を決め、相互に情報共有を図りながら効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

県内での発生早期には、原則として、感染症法（第 19 条）に基づき、新型インフルエンザ等患者を感染症指定医療機関等に入院させることになる。

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療や相談については、感染症指定医療機関等に設置される「帰国者・接触者外来」や保健所に設置される「帰国者・接触者相談センター」で対応することになるため、その周知を図る（図 2）。

新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等の院内での感染防止に努める。また、医療従事者（救急隊員等で業務上患者やその検体と直接接触する可能性がある者を含む。以下同じ。）は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、国の見解に従いワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

帰国者・接触者外来以外の医療機関でも多くの患者が見られるようになった場合は、一般の医療機関での診療体制に切り替わる。患者が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は医療機関への入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る（図 3）。

なお、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合は、臨時の医療施設において医療を提供することになるため（特措法第 48 条）、施設の確保等、事前に県と調整を行っておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

図2 医療体制の概要（県内未発生期から県内発生早期まで）

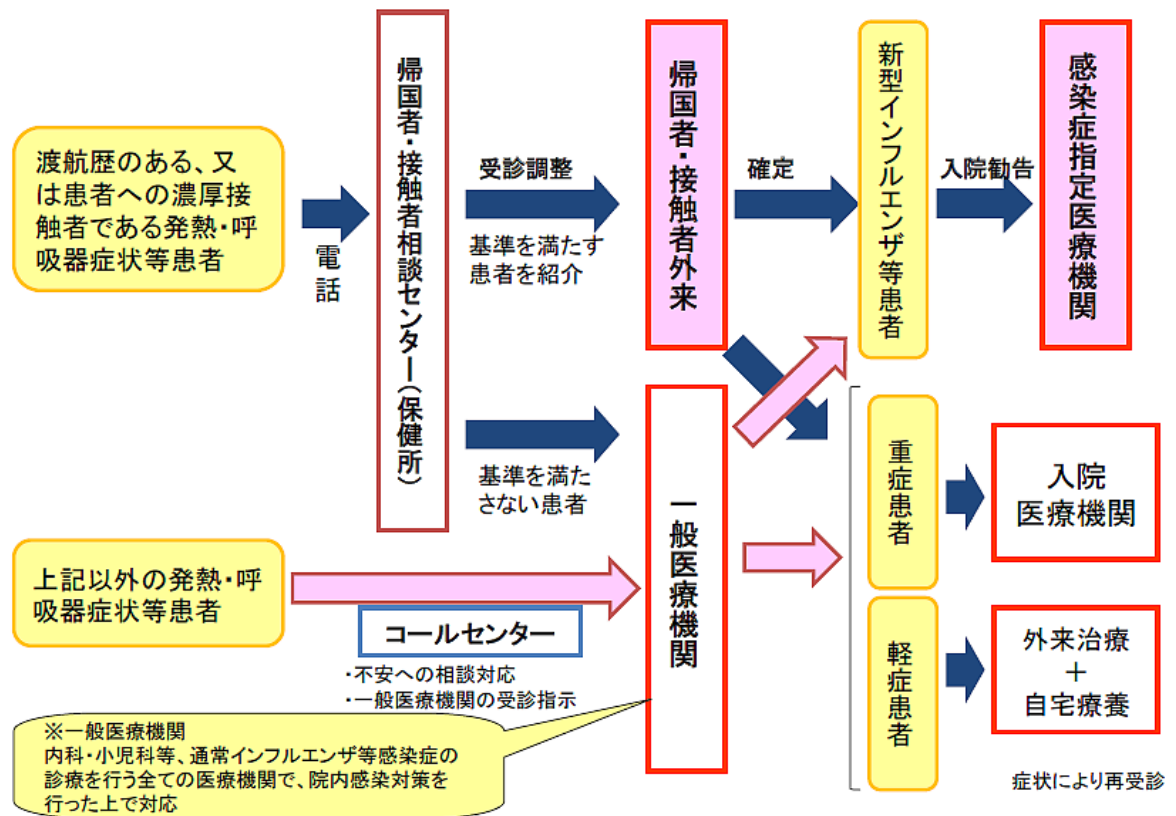
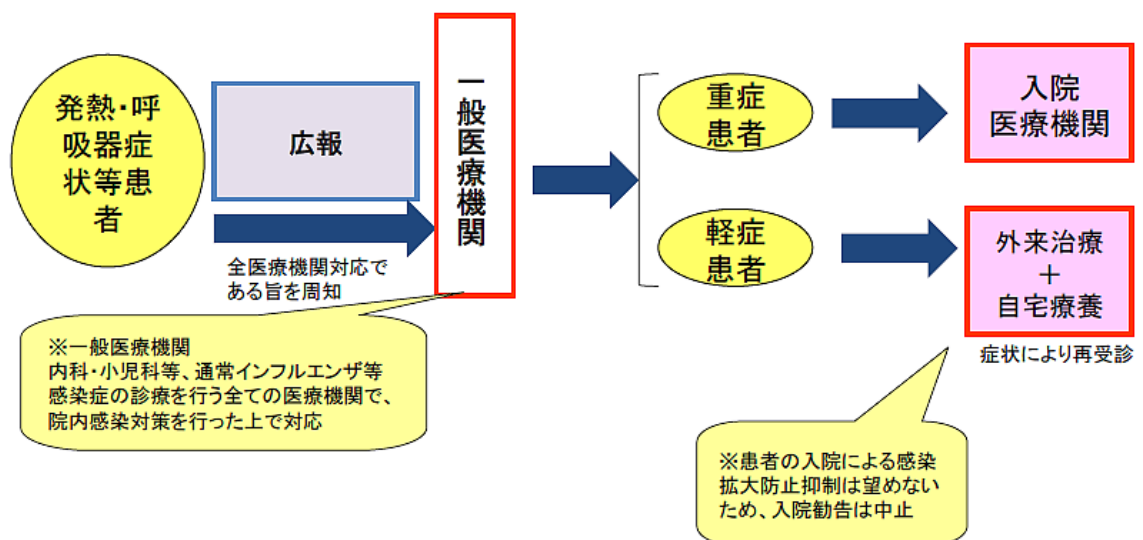


図3 医療体制の概要（県内感染期）



(6) 住民の生活・経済の安定

新型インフルエンザは、多くの住民が罹患し、流行が約8週間程度続くと予想されている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、住民の生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ発生時に、住民生活及び経済への影響を最小限にとどめるよう、行政機関、医療機関、各事業者等において事前に十分な準備を行うことが重要であり、生活関連物資等の価格安定、水の安定供給、火葬等の円滑な実施等について必要な対策を講じる。

また、未発生時から高齢者や障がい者等の要援護者の把握を行い、新型インフルエンザ等が発生した際、見守りなどの対応を迅速に行うことができるような体制を整えておくことが重要である。

4. 対策推進のための役割分担

国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体や指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第3条第1項）。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第3条第2項）とともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める（特措法第3条第3項）。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し（特措法第18条第1項）、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。新型インフルエンザ等の発生前は、「岐阜県新型インフルエンザ等対策推進会議」を開催するなど、全庁的な取組を推進するとともに、各部局では県行動計画や各省庁が定める具体的な対応を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生した場合における所管事務の具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、直ちに県対策本部を設置し、政府対策本部が示す基本的対処方針に基づき、全庁一体となった対策を強力に推進する。

また、平時から市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

町

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する（特措法第3条第5項）。

◆ 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

◆ 指定地方公共機関

都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの。

登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民の生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第4条第3項）。

一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小する

ことが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

住民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましい。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種など実施されている対策等についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

5. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

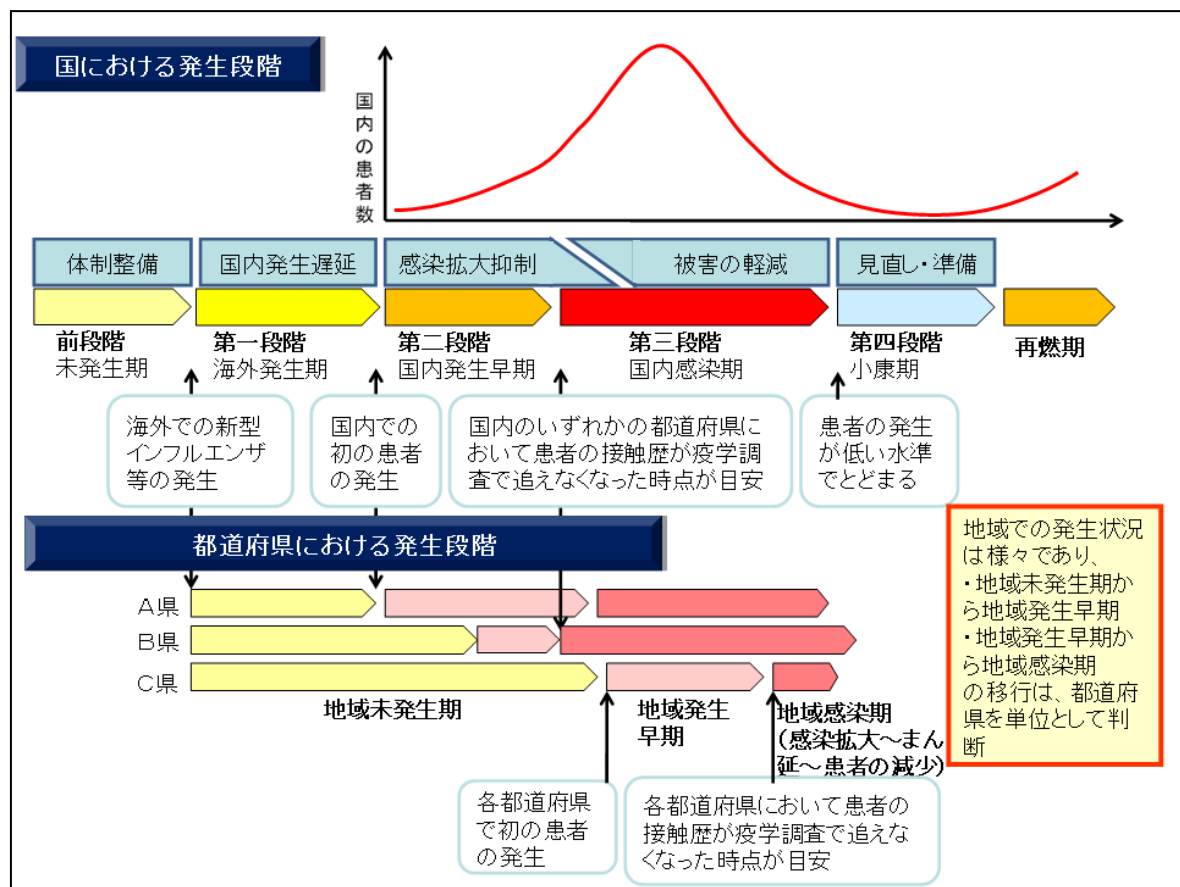
一方、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県内における発生段階を別に定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断するものとする。（表2、図4）

このため、当町においては、岐阜県に準じた5つの発生段階に分類し、各段階に対応した行動計画を実施することとする。

表2 発生段階

流行状態	発生段階	
	県・町行動計画	政府行動計画
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	未発生期
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	県又は町内 未発生期	海外発生期
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、岐阜県内では発生していない状態		国内発生早期
岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県又は町内 発生早期	国内感染期
岐阜県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県又は町内 感染期	
新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	小康期

図4 国及び地域（都道府県）における発生段階



6. 町対策本部の組織

(1) 坂祝町新型インフルエンザ等対策本部

政府により緊急事態宣言がされた時は、直ちに、町対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、住民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。

ア 構成

- ・本部長：町長
- ・副本部長：副町長（参事）・教育長
- ・本部員（各部の長）：総務課長・福祉課長・住民課長・産業建設課長・教育課長・こども課長
- ・事務局：福祉課（保健センター）

イ 所管事項

- ・新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- ・町内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・町内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・町内発生早期からの社会機能維持に関すること。
- ・国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・住民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・その他、町対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

ウ 各部の分担任務

部	分 担 任 務
総務部	＊町対策本部の命令、指示事項等の伝達に関すること ＊広報・防災行政無線及びホームページ等による広報に関すること ＊職員の健康管理・感染予防に関すること ＊住民の外出自粛要請に関すること ＊公共施設等の使用制限に関すること ＊イベント等の自粛要請に関すること ＊事業所・イベント会場・観光施設等における感染予防対策に関すること ＊食料品、生活必需品等の提供体制の確保に関すること ＊議員への情報提供・連絡調整に関すること
福祉部	＊新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること ＊新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること

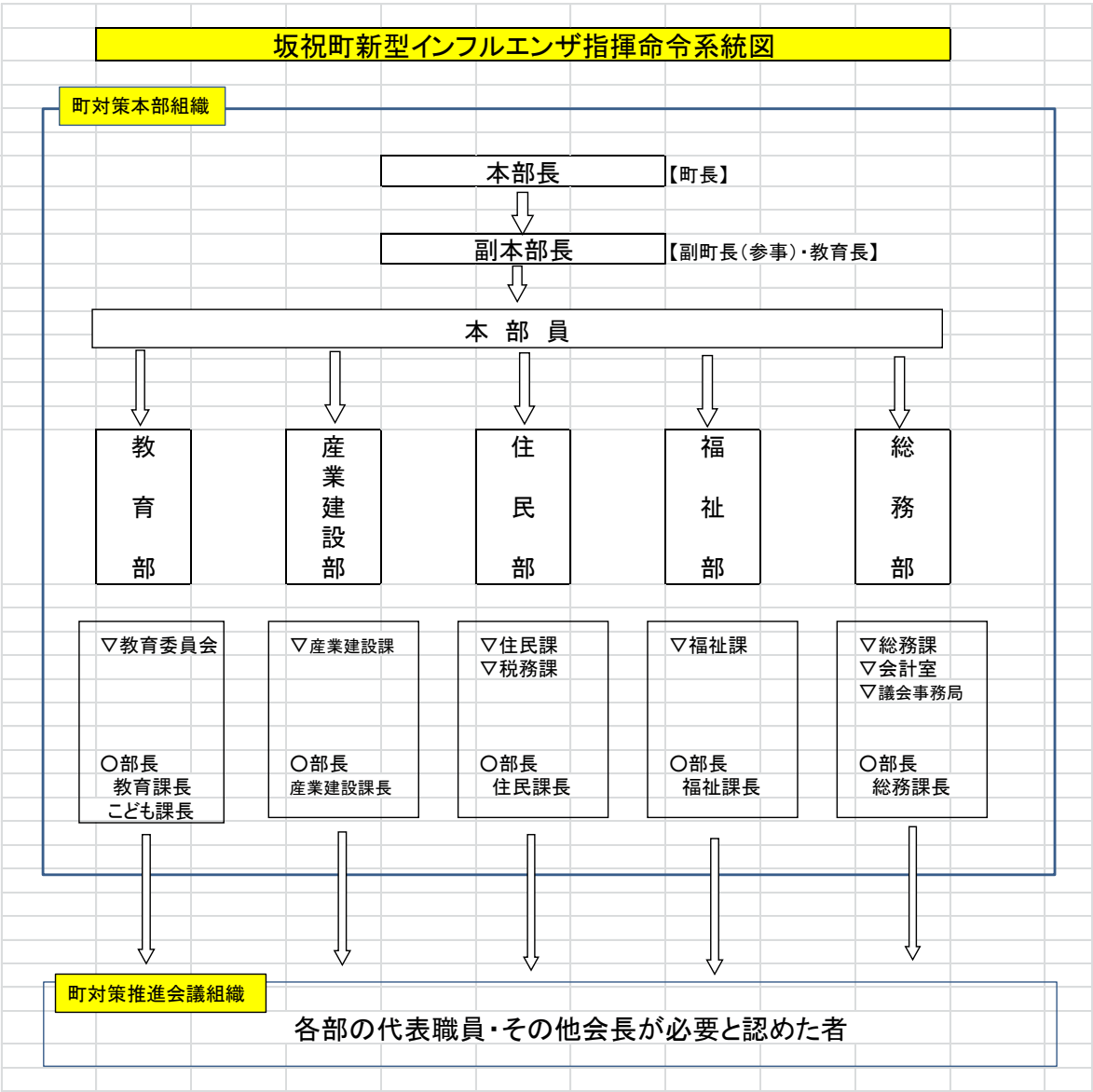
	* 住民への感染予防啓発に関する事 * 国・県・保健所等との連絡調整に関する事 * 医師会や医療機関との連絡調整に関する事 * 住民からの健康相談等の対応に関する事 * 新型インフルエンザワクチンの接種（特定接種・住民接種）に関する事 * 感染予防資材等の調達や備蓄に関する事 * 医療従事者の感染予防対策に関する事 * 医療の確保に関する事 * 福祉施設等の感染対策の支援に関する事 * 要援護者への支援に関する事
住民部	* 遺体の処理及び火葬に関する事 * 応急収容施設の確保、調整に関する事 * 感染拡大期におけるごみ収集に関する事
産業建設部	* 水道の安定供給に関する事 * 家さんにおける鳥インフルエンザ対策に関する事
教育部	* 幼稚園・小・中学校における感染予防対策に関する事 * 保育園・児童関係施設等における感染予防対策に関する事 * 学校等における感染状況の把握に関する事 * 臨時休校・休園に関する事 * 社会教育施設等における感染予防対策に関する事 * 社会教育関係行事の調整、自粛等に関する事

（２） 坂祝町新型インフルエンザ等対策推進会議

町対策推進会議は、新型インフルエンザ等の発生に備え必要に応じ随時開催する。庁内各部が連携を取り、新型インフルエンザ等の情報収集・情報共有を行い、感染拡大を予防するために必要な対策を検討し、体制を整える。

（構成）

- ・ 会長：福祉課長
- ・ 委員：各部の代表職員
その他会長が必要と認めた者
- ・ 事務局：福祉課（保健センター）



Ⅱ 各論

以下、発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要6項目（①実施体制、②情報提供・共有、③まん延防止に関する措置、④予防接種、⑤医療、⑥住民の生活・経済の安定）の個別の対策を記載する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

各発生段階の具体的対策

1. 未発生期

（状況）

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

（目的）

- ・ 関係機関との連携の下、新型インフルエンザ等発生の早期確認に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等発生に備え、体制の整備・準備を行う。

（対策の考え方）

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ、国・県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、住民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

（具体的対策）

実施体制

- ・ 町行動計画を策定し、必要に応じて見直しを行う。（全庁）
- ・ 関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要に応じて「町対策推進会議」を開催する。（全庁）

情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各

種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。その際、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝える。（福祉部）

- ・手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。（福祉部）

(2) 体制整備等

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた住民への情報提供の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。情報提供する媒体としては、広報、メール配信、ホームページ等複数の媒体を用いることとする。（総務部・福祉部）
- ・ 県や関係機関との情報共有を迅速に行うため、インターネットを活用した連絡体制を構築する。（関係部）
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、住民からの相談に応じるため、新型インフルエンザ相談窓口を設置する準備を進める。（福祉部）

まん延防止に関する措置

(1) 個人における対策の普及

- ・ 手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等、基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡して指示を仰ぎ、感染を広げないよう不要の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを守るといった基本的な感染対策について、広く住民に周知する。（福祉部）
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態に県が実施する、不要不急の外出自粛要請等の感染対策についての理解促進を図る。（福祉部）

(2) 地域対策・職場対策の周知

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について理解促進を図る。（福祉部・総務部）
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態における県が実施する、施設の使用制限の要請等の対策についての周知に協力するための準備を行う。（福祉部・関係部）

(3) 水際対策への協力

- ・ 国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、県その他関係機関との連携を強化する。（福祉部）

予防接種

(1) 予防接種の実施準備

- ・ 国、県等と連携し、ワクチンを円滑に確保できる体制の構築を図る。（福祉部）
- ・ 特定接種、住民接種の実施について、国・県の協力を得ながら、医師会や関係機

関と連携し、速やかに接種が行える体制をつくる。（福祉部）

(2) 特定接種の接種体制の構築

- ・国が定める登録実施要領に基づき国が事業者に対して行う、登録作業に係る周知、事業者の登録申請の受付等、県等からの要請に応じ協力する。（福祉部）
- ・特定接種対象者となる職員をあらかじめ把握し、職員への接種体制を構築する。（福祉部・総務部）

(3) 住民接種の接種体制の構築

- ・国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるような体制を構築する。（福祉部）
- ・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、他市町村における接種を可能にするよう努める。（福祉部）
- ・国の実施要領を参考に、接種スケジュールや接種会場等について住民への通知方法、予約方法など住民接種の手順を明確にしておく。（福祉部）
- ・速やかに住民接種することができるよう、加茂医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種方法について具体的な準備を進める。（福祉部）

（接種対象別接種方法について）

- a. 小中学生・・・施設集団接種
- b. 施設入所者・・・施設集団接種
- c. a. b 以外の者は、地域集団接種となるが、入院や移動が困難な者等については状況に応じ対応する。
- ・ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、次に掲げる事項等に留意し、加茂医師会等と連携の上、接種体制を構築する。（福祉部）
 - a. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - b. 接種場所の確保（状況に応じて医療機関、保健センター、学校等）
 - c. 接種に要する器具などの確保
 - d. 接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）

(4) 情報提供

- ・新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者接種順位の在り方という基本的な情報について住民に情報提供を行い、理解を促す。（福祉部）

医療

(1) 医療体制

- ・二次医療圏を単位として、保健所が中心となり、医師会、薬剤師会、医療機等の関係者からなる対策会議が設置された場合、地域関係者と連携をとりながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。（福祉部）

(2) 医療の確保

- ・入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加して医療機関の収容能力を

超えた場合に備え、県が行う臨時の医療施設等で医療を提供することについての検討に協力する。(福祉部)

- ・県又は町内感染期の救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。(福祉部)

住民の生活・経済の安定

(1) 要援護者への対応

- ・感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等に向けて、対象世帯の把握や対応に係る具体的な手続について検討する。(福祉部・住民部)
- ・新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。(福祉部)

(2) 火葬能力等の把握

- ・火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(住民部)

(3) 物資及び資材の備蓄等

- ・新型インフルエンザ等対策の実施のために必要な医薬品、その他の物資及び資材を備蓄、点検する。(福祉部)

2. 県又は町内未発生期

(状況)

- ・海外又は他県で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・県又は町内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

(目的)

- ・関係機関との連携の下、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・県又は町内発生に備え、体制の整備を行う。

(対策の考え方)

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、国、県等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、県又は町内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、住民に準備を促す。
- ・住民の生活及び経済の安定のための準備、特定接種の実施、住民接種の準備及び実施等、県又は町内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(具体的対策)

実施体制

- ・海外又は他県において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに「町対策推進会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。(全庁)
- ・国が緊急事態宣言をした場合、特措法第34条による「町対策本部」を直ちに設置し、国が決定した基本的対処方針を確認するとともに、初動対処方針を協議・検討する。(全庁)

情報提供・共有

(1) 情報の収集

- ・国内外の新型インフルエンザ等の発生状況について情報を収集する。(福祉部)
- ・「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」によりインフルエンザ受診患者数の状況を把握する。(福祉部)

- ・「学校欠席者情報収集システム」により学校等における欠席者の情報（学級・学校閉鎖等）を収集するとともに、福祉施設等における発生状況も把握する。（福祉部・教育部）

(2) 情報提供・共有

- ・住民に対して、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、ホームページなど複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。（福祉部・総務部）
- ・県や関係機関とインターネット等を活用して、適時適切な情報共有を図る。（関係部）

(3) 相談窓口の設置

- ・住民からの一般的な問い合わせに対応できるよう、相談窓口等を設置し、国から配布される Q & A 等を参考にしながら、適切な情報提供を行う。県が設置する「コールセンター」の利用を周知する。（福祉部）

まん延防止に関する措置

(1) 個人レベルでの対策の普及

- ・手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット、人混みを避ける等、基本的な感染対策の徹底を強化し、啓発する。（福祉部）

(2) 地域レベルでの対策の普及

- ・学校、幼稚園、保育施設、各種福祉施設、職場等での手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等、基本的な感染対策の周知を図る。（福祉部・総務部・教育部）

予防接種

(1) ワクチンの供給

- ・国の基本的対処方針に基づき、ワクチンの接種が確実に実施できるよう、体制を整備し、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制という具体的な情報について、県と連携し積極的に情報提供を行う。（福祉部）

(2) 特定接種

- ・国及び県と連携して、接種対象者となる職員に対し、集団的接種を基本として本人の同意を得て特定接種を行う（特措法第 28 条）。（福祉部・総務部）

(3) 住民接種

- ・特措法第 46 条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第 6 条第 3 項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種の準備を行う。（福祉部）
- ・パンデミックワクチンの供給が可能となり次第、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て接種を開始する。接種の実施にあたり、発熱等で予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう周知し、接種会場における感染対策に注意する。（福祉部・教育部）
- ・あらかじめ予防接種後副反応報告書および報告基準を町内の医療機関に配布する。（福祉部）

医療

- ・県が行う地域医療体制整備について、要請に応じ協力する。(福祉部)
- ・発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者については、「帰国者・接触者相談センター」を通じて「帰国者・接触者外来」を受診するよう周知する。(福祉部)

住民の生活・経済の安定

- ・事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場での感染対策及び重要業務の継続または不要不急の事業の縮小の準備を行うよう要請する。(福祉部・総務部)
- ・火葬能力を超える場合に備え、一時的遺体安置施設の確保のための準備を行う。(住民部)
- ・状況に応じ、生活相談窓口を設置する。(福祉部・関係部)

3. 県又は町内発生早期

(状況)

- ・ 県又は町内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

(目的)

- ・ 町内での感染拡大を最小限に抑える。
- ・ 感染患者に適切な医療を提供する。
- ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

(対策の考え方)

- ・ 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。政府が緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。
- ・ 医療体制や積極的な感染対策について周知するとともに、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、住民への積極的な情報提供を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状を有する多数の者が医療機関を受診することが予測されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ・ 県又は町内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、住民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制を整備する。
- ・ 住民への予防接種を速やかに実施する。

(具体的対策)

実施体制

- ・ 新型インフルエンザ等の感染拡大に備え、必要に応じて「町対策推進会議」を開催し、情報共有・対策について調整する。(全庁)
- ・ 国が緊急事態宣言をした場合、特措法第34条による「町対策本部」を直ちに設置し、情報の共有を図るとともに、町内発生に備えて対策の協議を行う。(全庁)

情報提供・共有

- ・ 住民に対して、県内での発生状況、現在の対策等について、ホームページ、メール等で情報発信し、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。(福祉部・総務部)
- ・ 個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校、幼稚園、保育施設、各種福祉施設、職場等での感染拡大防止策につ

いての情報を適切に提供する。（福祉部・総務部・教育部）

- ・インターネット等を活用し、国、県及び関係機関等と対策の方針や現場の状況等の情報共有を継続する。（関係部）
- ・住民からの一般的な問い合わせに対応できるよう、相談窓口等を設置し、国から配布される Q & A 等を参考にしながら、適切な情報提供を行う。（福祉部）
- ・県が設置する「コールセンター」の利用を周知する。（福祉部）

まん延防止に関する措置

- ・住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（福祉部・関係部）
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・幼稚園・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。（福祉部・教育部）
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。（福祉部・総務部）
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。（福祉部）

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合、県は、基本対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。

a 外出自粛等の要請

特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、できる限り外出しないことや、基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、圏域単位）とすることが考えられる。

b 施設の使用制限等の要請等

県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対して、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。学校・保育所等以外の施設については、特措法第 24 条第 9 項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じない施設に対し、新型インフルエンザ等のまん延防止と、住民の生命・健康の保護、住民の生活・経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防対策の徹底の指示を行う。県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際

には、その施設名を公表する。

＊上記について、町は県の動向に十分留意するとともに、必要に応じて協力する。

予防接種

〈住民接種の実施〉

- ・ 県又は町内未発生期からの対策を継続する。(福祉部)
- ・ 住民に対して接種の目的や優先接種の順位、実施方法、ワクチンの有効性等の情報を的確に伝え、円滑な接種が行えるように個別通知以外にチラシ配布やホームページ等で周知する。(福祉部)

医療

- ・ 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、「帰国者・接触者外来」での診療や「帰国者・接触者相談センター」における相談体制を継続する。また 患者等が増加してきた段階においては、一般の医療機関でも診療する体制に移行することを周知する。(福祉部)
- ・ 国及び県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく感染した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。(福祉部)
- ・ 臨時の医療施設での医療提供が予測される場合は、県と協議のうえ、当該施設を確保する。(福祉部・総務部)

住民の生活・経済の安定

- ・ 県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策を開始するよう要請することから、その動向に十分留意し、必要に応じて協力する。(福祉部・総務部)
- ・ 住民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(福祉部・総務部)
- ・ 感染期における、高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）について備える。(福祉部)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合、以下の対策を行う。

a 事業者の対応等

指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

登録事業者は、医療の提供並びに住民生活及び住民経済の安定に寄与する業務の継

続的な実施に向けた取組を行う。

県は国から示された当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、関係者へ周知するとともに、必要な対応策を速やかに検討し対応する。

b 電気及びガス並びに水の安定供給

(a) 電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる(特措法第52条第1項)。

(b) 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、町及び指定(地方)公共機関は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等に努め、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる(特措法第52条第2項)。

c 運送・通信・郵便の確保

(a) 運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる(特措法第53条第1項)。

(b) 電気通信事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じる(特措法第53条第2項)。

(c) 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便、信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講じる(特措法第53条第3項)。

d サービス水準に係る住民への呼び掛け

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、住民に対しまん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容するよう呼び掛ける。

e 緊急物資の運送等

県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の運送を要請する(特措法第54条第1項)。

県は、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する(特措法第54条第2項)。

なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定(地方)公共機関に対して運送又は配送を指示する。(特措法第54条第3項)。

f 生活関連物資等の価格の安定等

県及び町は、住民の生活や経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。ま

た、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

g 犯罪の予防・取締り

県警察本部は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

* 上記について、町は、県・事業所等の動向に十分留意するとともに、必要に応じ
て協力する。

4. 県又は町内感染期

（状況）

- ・県又は町内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延を迎え、患者の減少に至るまでの時期を含む。
- ・県内でも地域によって状況が異なる可能性がある。

（目的）

- ・健康被害を最小限に抑える。
- ・医療体制を維持する。
- ・住民生活・経済機能への影響を最小限に抑える。

（対策の考え方）

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。対策の実施については、県内又は町内の発生の状況を把握し、町が実施すべき対策の判断をする。
- ・状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、住民一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数を少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ・欠勤者の増大が予測されるが、住民の生活・経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

（具体的対策）

実施体制

- ・「町対策本部」において、国の基本的対処方針を踏まえ、感染期における対策の基本的対処方針を決定し、流行の抑制及び社会機能の維持を図る。（全庁）

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合には、特措法の規定に基づき、県や他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う（特措法第 38 条・第 39 条）。

情報提供・共有

- ・引き続き、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより患者発生状況の情報収集を行う。学校欠席者情報システムにより欠席者及び臨時休業の状況を把握する。（福祉部・教育部）
- ・引き続き、住民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内の発生状況及び具体的な対策等を、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に提供する。特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校、幼稚園、保育施設、各種福祉施設、職場等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。併せて、社会活動の状況についても情報提供する。（関係部）
- ・住民からの一般的な問い合わせに対応できるよう、相談窓口等を継続し、国から配布される Q & A 等を参考にしながら、適切な情報提供を行う。（福祉部）
- ・引き続き、県や関係機関とインターネット等を活用して、情報共有を図る。（関係部）

まん延防止に関する措置

- ・住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。（福祉部・総務部）
- ・事業者に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（福祉部・総務部）
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校、幼稚園、保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校等に指導、要請する。（福祉部・教育部）
- ・公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう要請する。（福祉部・総務部）
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。（福祉部）

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。

- a 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- b 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対して、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。学校、保育所等以外の施設については、特措法第 24 条第 9 項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
- c 県は、多数の者が利用する施設（特措法施行令第 11 条第 3 号から第 14 号までに定める施設に限る。）で、当該要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断されたものに対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。
- d 県は、特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、住民の生命・健康の保護、住民の生活・経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、当該施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の指示を行う。
- e 県は、要請・指示を行った際には、特措法第 45 条第 4 項に基づき、その施設名を公表する。

* 上記について、町は、県の動向に十分留意するとともに、必要に応じて協力する。

予防接種

- ・ 県又は町内未発生期からの対策を継続する。（福祉部）
- ・ 未接種者に対して、接種目的やワクチンの有効性・安全性についての情報を分かりやすく伝え、具体的な接種方法や相談窓口について周知する。（福祉部）

医療

- ・ 国等から新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報が示された場合は、医療機関及び医療従事者に迅速に情報を提供する。（福祉部）
- ・ 「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」及び感染症法に基づく患者の入院勧告を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。（福祉部）
- ・ 関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や、自宅で死亡した患者への対応を行う。（福祉部・住民部）

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合、以下の対策を行う。

a 医療等の確保(特措法第 47 条)

病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者、医薬品等製造業者若しくは医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品等の販売等を確保するために必要な措置を講じる。

b 臨時の医療施設等(特措法第 48 条第 1 項及び第 2 項)

区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院(医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 10 条)等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し、外来診療を受ける必要のある者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を開設し、医療を提供する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

* 上記について、町は、県の動向に十分留意するとともに、必要に応じて協力する。

住民の生活・経済の安定

- ・ 県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策を開始するよう要請することから、その動向に十分留意し、必要に応じて協力する。
(福祉部・総務部)
- ・ 住民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することから、その動向に十分留意し、必要に応じて協力する。(福祉部・総務部)
- ・ 火葬が円滑に実施できるよう努め、火葬場の火葬能力の限界を超える場合は、一時的に遺体を安置できる施設を確保する。(住民部)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合、以下の対策を行う。

a 業務の継続等

指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、県は当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ周知を行う。

b 電気及びガス並びに水の安定供給(特措法第 52 条)

県又は町内発生早期の記載を参照

c 運送・通信・郵便の確保(特措法第 53 条)

県又は町内発生早期の記載を参照

d サービス水準に係る県民への呼び掛け

県又は町内発生早期の記載を参照

e 緊急物資の運送等(特措法第 54 条)

県又は町内発生早期の記載を参照

f 物資の売渡しの要請等(特措法第 55 条)

県は、必要に応じ、特措法第 55 条第 1 項に基づき、特定物資（新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物質）の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、あらかじめ同意を得ることを基本として、当該特定物資の売渡しを要請する。なお、当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、特措法第 55 条第 2 項に基づき、当該物資等を収用する。また、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合は、特措法第 55 条第 3 項に基づき、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

g 生活関連物資等の価格の安定等(特措法第 59 条)

県及び町は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視を行うとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行い、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講じる。

h 要援護者への生活支援

県は、町に対し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

i 埋葬・火葬の特例等

（a）県は、町に対し、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。

（b）県は、町に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう依頼する。

（c）県は、遺体の埋葬及び、火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

（d）国が、特措法第 56 条第 1 項に基づき、坂祝町以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合、県は町に通知する。

J 事業者への支援

県は新型インフルエンザがまん延し、中小企業等の事業者の経営の安定に必要なと考えられる場合に、資金融資制度の設立等特別な金融支援を実施するなど実情に応じ適切な措置を講じる。

* 上記について、町は、県の動向に十分留意するとともに、必要に応じて協力する。

5. 小康期

（状況）

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状況。

（目的）

- ・ 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

（対策の考え方）

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について住民に情報提供する。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

（具体的対策）

実施体制

- ・ 国の緊急事態宣言が解除されたとき、「町対策本部」を解散する。（全庁）
- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、町行動計画等の見直しを行う。（全庁）

情報提供・共有

- ・ 引き続き岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムより、インフルエンザ受診患者数の状況を把握する。（福祉部）
- ・ 小康期に入ったことを住民に周知するとともに、流行の第二波の発生に備え、住民に情報提供と注意喚起を行う。（福祉部）
- ・ 相談件数の減少に伴い、相談窓口を縮小する。（福祉部）

まん延防止に関する措置

- ・ 流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行に備えて、まん延防止策の見直しを図る。（全庁）

予防接種

- ・ 流行の第二波に備え、特措法第46条（緊急事態宣言がされている場合）又は予防接種法第6条第3項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種を進める。（福祉部）

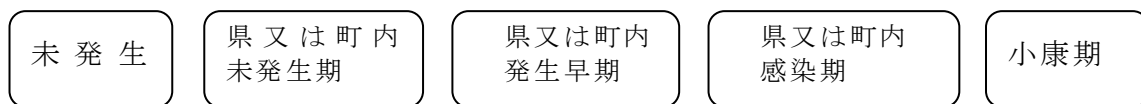
医療

- ・県等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すこと及び各種対策等に適宜協力する。（福祉部）

住民の生活・経済の安定

- ・必要に応じ、住民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても売り惜しみが生じないよう要請する。（福祉部・総務部）

【各段階における対策の概要図】



政府・県対策本部設置

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

町対策本部設置

解除宣言
解散

町対策推進会議

町対策推進会議

情報収集・情報提供・共有

感染対策（個人・学校・幼稚園・保育所・各種福祉施設・事業所等）

相談窓口設置 コールセンター周知

外出自粛・施設使用制限等の要請

学校保健安全法に基づく臨時休業

特定接種

住民接種の実施

医療体制の整備（保健所・医師会・医療機関・消防と連携）

医療体制の概要はP12・図2を参照

生活支援・経済の安定（要援護者支援・火葬体制整備等）

【用語解説】

- ◆感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

感染性が強く生命及び健康に重大な影響を与える感染症を指定し、その予防とまん延防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とした法律。感染症を感染力や症状の重篤性により、1類感染症から5類感染症に分類し、さらに新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症について定めている。

- ◆パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

- ◆新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図ることで、国民の生命及び健康を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響を最小限にすることを目的として平成24年5月に制定された（施行日は、平成25年4月13日）。

- ◆新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

※「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 1 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
- 2 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

※「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

- ◆抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザ

の症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

◆感染症指定医療機関

感染症法で規定されている感染症の中で、危険性が高く特別な対応が必要な感染症の患者を治療する医療施設。特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、結核指定医療機関がある。

◆帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

◆帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

◆家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

◆鳥インフルエンザ

ヒトのものとは異なるウイルスによって発症する鳥のインフルエンザで多数の亜型がある。特に強い病原性を示すものを高病原性鳥インフルエンザという。

H5N1亜型鳥インフルエンザウイルスは、鳥類では東南アジアを中心に、中東・ヨーロッパ・アフリカの一部地域などで感染が確認され、ヒトでの症例はアジア、中東、アフリカを中心に報告されている。また、平成25年に入って、中国において鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスの人への感染が報告されている。

◆岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム

県内のインフルエンザ及び小児感染症の患者発生状況、各学校の感染症による休業の情報について、Web上でデータ収集し、自動的に集計、公表を行う(社)岐阜県医師会のサーベイランスシステム。

◆パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

